

独立行政法人水資源機構法施行令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）抄（附則第十八条関係）

改正案		現行													
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>政令</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>事務</td> </tr> </table>	(略)	政令	(略)	事務	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>事務</td> </tr> </table>	(略)	事務	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>政令</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>事務</td> </tr> </table>	(略)	政令	(略)	事務	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>事務</td> </tr> </table>	(略)	事務
(略)	政令														
(略)	事務														
(略)	事務														
(略)	政令														
(略)	事務														
(略)	事務														
<p>独立行政法人水資源機構法 施行令（平成十四年政令 号）</p>	<p>第二十七条第二項並びに第二十八 条第二項ただし書及び第二 十三項の規定により都道府県が 処理することとされている事 務</p>	<p>水資源開発公団法施行令（ 昭和三十七年政令第七十 七号）</p>	<p>第二十一条第二項並びに第二 十二条第二項及び第三項の規 定により都道府県が処理する こととされている事務</p>												

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）抄（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団（水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団を含む。）</p> <p>二十九～百四十七（略）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団</p> <p>十五～八十（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～二十七（略）</p> <p>二十八 水資源開発公団（水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団を含む。）</p> <p>二十九～百四十七（略）</p> <p>（法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の四 法第七条の三第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～十三（略）</p> <p>十四 水資源開発公団</p> <p>十五～八十（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農学工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安</p>	<p>（寄附金等の支出の制限の対象となる独立行政法人）</p> <p>第十二条の二 法第二十四条第二項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農学工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安</p>

全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航
法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技
大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行
政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐
留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法
人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造
幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人原子力安全基盤機構
、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人
水資源機構とする。

全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航
法研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人海技
大学校、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海員学校、独立行
政法人航空大学校、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人駐
留軍等労働者労務管理機構、自動車検査独立行政法人、独立行政法
人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造
幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人原子力安全基盤機構
及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。

改正案

現行

（事業計画）

（事業計画）

第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第十条第一号及び第二号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び独立行政法人水資源機構
(略)	(略)

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第十条第一号及び第二号に規定する事項に係る事業	国、地方公共団体及び水資源開発公団
(略)	(略)

二 (略)

二 (略)

改正案

現行

（事業計画）

（事業計画）

第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

第三条 法第八条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
前条第二号イに掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び独立行政法人水資源機構
(略)	(略)

事業	事業を行う者
(略)	(略)
前条第二号イに掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び水資源開発公団
(略)	(略)

二 (略)

二 (略)

改 正 案

現 行

（事業計画）

（事業計画）

第十条 法第九条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

第十条 法第九条第三項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

一 次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第三条第二号及び第四条第一号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び独立行政法人水資源機構
(略)	(略)

事業	事業を行う者
(略)	(略)
第三条第二号及び第四条第一号に掲げる施設に係る事業	国、地方公共団体及び水資源開発公団
(略)	(略)

二 (略)

二 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法第十八条の政令で定める法人）</p> <p>第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、都市基盤整備公団、日本道路公団、緑資源公団、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、新東京国際空港公団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、石油公団、独立行政法人空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、地方道路公社、土地開発公社及び日本郵政公社とする。</p>	<p>（法第十八条の政令で定める法人）</p> <p>第十四条 法第十八条の政令で定める法人は、港務局、都市基盤整備公団、日本道路公団、緑資源公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、新東京国際空港公団、地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会、石油公団、独立行政法人空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、地方道路公社、土地開発公社及び日本郵政公社とする。</p>

改 正 案

現 行

（農村振興局の所掌事務）
 第八条 農村振興局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

（農村振興局の所掌事務）
 第八条 農村振興局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇十九（略）

一〇十九（略）

2 計画部は、前項第八号（農業用水として利用すべき水の農業上の利用の確保に関する）に限る。）、第十号、第十一号（緑資源公団の行うものを除く。）、第十二号（緑資源公団及び独立行政法人水資源機構の行うもの並びに整備部の所掌に属するものを除く。）、第十四号（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する）に限る。）、第十八号及び第十九号（整備部の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

2 計画部は、前項第八号（農業用水として利用すべき水の農業上の利用の確保に関する）に限る。）、第十号、第十一号（緑資源公団の行うものを除く。）、第十二号（緑資源公団及び水資源開発公団の行うもの並びに整備部の所掌に属するものを除く。）、第十四号（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する）に限る。）、第十八号及び第十九号（整備部の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

3 整備部は、第一項第四号（農業振興地域整備計画の実施についての指導及び助成に関する）に限る。）、第五号（農山漁村の総合的な振興計画（中山間地域等の総合的な振興計画を除く。）の実施についての指導及び助成に関する）に限る。）、第十二号（土地改良事業の実施に関する）並びに国、緑資源公団及び独立行政法人水資源機構以外の者の行う土地改良事業の実施についての指導及び助成に関する）に限る。）、第十三号、第十四号（計画部の所掌に属するものを除く。）及び第十九号（土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）の管理及び処分に関する）に限る。）、に掲げる事務をつかさどる。

3 整備部は、第一項第四号（農業振興地域整備計画の実施についての指導及び助成に関する）に限る。）、第五号（農山漁村の総合的な振興計画（中山間地域等の総合的な振興計画を除く。）の実施についての指導及び助成に関する）に限る。）、第十二号（土地改良事業の実施に関する）並びに国、緑資源公団及び水資源開発公団以外の者の行う土地改良事業の実施についての指導及び助成に関する）に限る。）、第十三号、第十四号（計画部の所掌に属するものを除く。）及び第十九号（土地改良財産（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条に規定する土地改良財産をいう。以下同じ。）の管理及び処分に関する）に限る。）、に掲げる事務をつかさどる。

（総務課の所掌事務）

（総務課の所掌事務）

第七十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第七十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二（略）

一〇二（略）

三 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。
四 (略)

三 水資源開発公団の行う業務に関すること。
四 (略)

改 正 案

現 行

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三條 法第二百二十四條の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二條第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、地域振興整備公団、緑資源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二條の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二條の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、新東京国際空港公団、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一條の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七條の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫などの範囲）

第四十三條 法第二百二十四條の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 水資源開発公団、地域振興整備公団、緑資源公団（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二條の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二條の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三條第一項の規定により解散した旧農用地整備公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二條第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）、新東京国際空港公団、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一條の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第十七條の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六條第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七條第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに都市基盤整備公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）、日本道路公団、首都

公団法附則第六條第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二〇五（略）

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

二〇五（略）

附則

（水資源開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第三十一条 旧愛知用水公団の役員又は職員で昭和四十三年十月一日前に旧愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百十一号）第四十八条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項及び独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定の適用があるものとする。

高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二〇五（略）

2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に該当する同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

二〇五（略）

附則

（水資源開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置）

第三十一条 旧愛知用水公団の役員又は職員で昭和四十三年十月一日前に旧愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百十一号）第四十八条の規定の適用を受けていたものに係る施行法の規定の適用については、なお従前の例による。この場合においては、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定の適用があるものとする。

公団等の恩給納付金に関する政令（昭和三十四年政令第二百六十九号）抄（附則第二十三条関係）

改正案

現行

（公団等の恩給納付金の計算）

第一条 都市基盤整備公団、独立行政法人水資源機構、緑資源公団、日本道路公団、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団（以下「公団等」という。）が、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第二十条第六項の規定によりなおその効力を有するとされた旧日本住宅公団法第六十条、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するとされた旧愛知用水公団法第四十九条、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第十条第三項の規定によりなおその効力を有するとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十七条の規定によりなおその効力を有するとされた旧農地開発機械公団法第三十八条、日本道路公団法第三十八条、公営企業金融公庫法第三十九条第六項、労働福祉事業団法第三十六条、首都高速道路公団法第四十九条若しくは同法附則第十二条第二項又は阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）附則第十一条の規定により、毎年度、国庫又は地方公共団体に納付すべき金額（以下「恩給納付金」という。）は、国庫又は地方公共団体が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定により、当該公団等の役員若しくは職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規

（公団等の恩給納付金の計算）

第一条 都市基盤整備公団、水資源開発公団、緑資源公団、日本道路公団、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団（以下「公団等」という。）が、都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第二十条第六項の規定によりなおその効力を有するとされた旧日本住宅公団法第六十条、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するとされた旧愛知用水公団法第四十九条、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第十条第三項の規定によりなおその効力を有するとされた旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第十七条の規定によりなおその効力を有するとされた旧農地開発機械公団法第三十八条、日本道路公団法第三十八条、公営企業金融公庫法第三十九条第六項、労働福祉事業団法第三十六条、首都高速道路公団法第四十九条若しくは同法附則第十二条第二項又は阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）附則第十一条の規定により、毎年度、国庫又は地方公共団体に納付すべき金額（以下「恩給納付金」という。）は、国庫又は地方公共団体が恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定により、当該公団等の役員若しくは職員（当該公団等が水資源開発公団、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役

定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する各普通恩給又は扶助料（以下「恩給」という。）につき、その恩給年額（過年度に係る恩給として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該恩給が恩給法第五十八条ノ三又は第五十八条ノ四の規定によりその一部が停止されるものである場合には、その停止年額を控除した額とし、当該恩給が同法第七十五条第一項第二号又は第三号の規定による扶助料である場合には、同項第一号の規定による扶助料として計算した額とする。以下この条において同じ。）にその算出の基礎となつた公団等の役員又は職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた在職年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該役員又は職員であつた者が首都高速道路公団法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける者である場合には、その日本道路公団の職員としての在職年数を含む。）を乗じ、その額を当該恩給年額の算出の基礎となつた在職年（当該在職年が恩給法第四十五条の規定による普通恩給についての所要最短在職年数に満たない場合には、当該所要最短在職年数）で除して得た額の合計額とする。

員又は職員）であつた者又はその遺族に対し前年度の初日において支給する各普通恩給又は扶助料（以下「恩給」という。）につき、その恩給年額（過年度に係る恩給として支給すべき額がある場合には、これを含むものとし、当該恩給が恩給法第五十八条ノ三又は第五十八条ノ四の規定によりその一部が停止されるものである場合には、その停止年額を控除した額とし、当該恩給が同法第七十五条第一項第二号又は第三号の規定による扶助料である場合には、同項第一号の規定による扶助料として計算した額とする。以下この条において同じ。）にその算出の基礎となつた公団等の役員又は職員（当該公団等が水資源開発公団、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第八条の規定による廃止前の旧農用地整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団又は住宅・都市整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団の役員又は職員）であつた在職年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り捨てた年数とし、当該役員又は職員であつた者が首都高速道路公団法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける者である場合には、その日本道路公団の職員としての在職年数を含む。）を乗じ、その額を当該恩給年額の算出の基礎となつた在職年（当該在職年が恩給法第四十五条の規定による普通恩給についての所要最短在職年数に満たない場合には、当該所要最短在職年数）で除して得た額の合計額とする。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）抄（附則第二十四条関係）

改 正 案

現 行

別表第二（第十条の二関係）

別表第二（第十条の二関係）

一 （略）
 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政

一 （略）
 二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピックピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政

政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び緑資源公団

四〇九（略）

政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人肥料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団

四〇九（略）

公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）抄（附則第二十五条関係）

改正案	現行
<p>（特定公共事業） 第一条（略） 2）5（略） 6 法第二条第六号に規定する政令で定める主要な治水施設は、堤防又は五百立方メートル以上の洪水調節容量を有するダム及び貯水池とし、同号に規定する政令で定める大規模な利水施設は、<u>独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）</u>による水資源開発施設で、一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの又は水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する取水、貯水、導水、浄水、送水若しくは配水のための施設で、当該各事業のため一日につき十立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの（管にあつては、内径九百ミリメートル以上のものに限る。）とする。</p> <p>7）8（略）</p>	<p>（特定公共事業） 第一条（略） 2）5（略） 6 法第二条第六号に規定する政令で定める主要な治水施設は、堤防又は五百立方メートル以上の洪水調節容量を有するダム及び貯水池とし、同号に規定する政令で定める大規模な利水施設は、<u>水資源開発公団が設置する水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）</u>第十八条第一項第一号に掲げる施設で、一日につき十立方メートル以上の原水を供給する能力を有するもの又は水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する取水、貯水、導水、浄水、送水若しくは配水のための施設で、当該各事業のため一日につき十立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの（管にあつては、内径九百ミリメートル以上のものに限る。）とする。</p> <p>7）8（略）</p>

改 正 案

現 行

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）
第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十

四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、地域振興整備公団、緑資源公団（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、新東京国際空港公団、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）
第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 水資源開発公団、地域振興整備公団、緑資源公団（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二

条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、石油公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、新東京国際空港公団、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、都市基盤整備公団（都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備

律第七十六号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。)、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二)五 (略)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。)、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。)、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

5・6 (略)

公団法(昭和五十六年法律第四十八号) 附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。)、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団並びに本州四国連絡橋公団

二)五 (略)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、法第四百十条第一項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 緑資源公団、石油公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。)、本州四国連絡橋公団及び都市基盤整備公団

5・6 (略)

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）抄（附則第二十七條関係）

改正案

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧力入保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興

現行

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧力入保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本育英会、日本学術振興会、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興

・ 共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

・ 共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本貿易振興会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業者年金基金、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）抄（附則第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体）</p> <p>第二条 法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>	<p>（法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体）</p> <p>第二条 法第四条第百十三号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>

独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九号）抄（附則第二十七条関係）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>	<p>独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の政令で定める公共的団体は、独立行政法人、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、日本原子力研究所、日本芸術文化振興会、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構又は国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会とする。</p>

改 正 案

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団

現 行

（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、勤労者退職金共済機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新工ネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、生物系特定産業技術研究推進機構、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団

、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本學術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本學術振興会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本障害者雇用促進協会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本貿易振興会、日本放送協会、日本郵政公社、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所及び労働福祉事業団とする。

独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）抄（附則第二十八条關係）

改 正 案

別表（第一条、第二条、第十条關係）

名称	(略)	(略)
根拠法	(略)	(略)
登記事項	(略)	(略)

現 行

別表（第一条、第二条、第十条關係）

名称	(略)	水資源開発公団
根拠法	(略)	水資源開発公団法 （昭和三十六年法律第二百十八号）
登記事項	(略)	資本金

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に規定する主務大臣を定める政令（昭和四十年政令第二百四号）抄（附則第二十九条関係）

改正案	現行
<p>国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第三条第二項に規定する政令で定める主務大臣は、同法第二条第二項に規定する外貨債で、地方公共団体が発行するものにあつては総務大臣、公営企業金融公庫が発行するものにあつては総務大臣及び財務大臣、中小企業金融公庫が発行するものにあつては経済産業大臣及び財務大臣、国民生活金融公庫が発行するものにあつては財務大臣及び厚生労働大臣、日本道路公団が発行するものにあつては国土交通大臣とし、同法第三条第二項に規定する引渡債券で<u>阪神高速道路公団</u>が発行するものにあつては<u>国土交通大臣</u>とする。</p>	<p>国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第三条第二項に規定する政令で定める主務大臣は、同法第二条第二項に規定する外貨債で、地方公共団体が発行するものにあつては総務大臣、公営企業金融公庫が発行するものにあつては総務大臣及び財務大臣、中小企業金融公庫が発行するものにあつては経済産業大臣及び財務大臣、国民生活金融公庫が発行するものにあつては財務大臣及び厚生労働大臣、日本道路公団が発行するものにあつては国土交通大臣とし、同法第三条第二項に規定する引渡債券で、<u>阪神高速道路公団</u>が発行するものにあつては<u>国土交通大臣</u>、<u>水資源開発公団</u>が発行するものにあつては<u>国土交通大臣</u>とする。</p>

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づき政府が保証契約をすることができる法人を定める政令（昭和四十年政令第二百八十七号）抄（附則第三十条関係）

改 正 案	現 行
<p>国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条第一項第八号に規定する政令で定める法人は、阪神高速道路公団とし、同条第二項第六号に規定する政令で定める法人は、公営企業金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本道路公団とする。</p>	<p>国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第二条第一項第八号に規定する政令で定める法人は、阪神高速道路公団及び水資源開発公団とし、同条第二項第六号に規定する政令で定める法人は、公営企業金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び日本道路公団とする。</p>

行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）抄（附則第三十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人自動車事故対策機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団</p> <p>五・六（略）</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人自動車事故対策機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 都市基盤整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、本州四国連絡橋公団及び地域振興整備公団</p> <p>五・六（略）</p>

首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）抄（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>（法第八条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第八条第四項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五～三十一（略）</p>	<p>（法第八条第四項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第三条 法第八条第四項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五～三十一（略）</p>

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）抄（附則第三十三条関係）

改正案	現行
<p>（法第九条第四項第五号の政令で定める行為） 第七条 法第九条第四項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五～三十一（略）</p>	<p>（法第九条第四項第五号の政令で定める行為） 第七条 法第九条第四項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五～三十一（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する水資源開発施設である建築物</p> <p>三十・三十一（略）</p> <p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人） 第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、環境事業団、雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、独立行政法人水資源機構及び労働福祉事業団とする。</p>	<p>（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物） 第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九 水資源開発公団が設置する水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第一号の施設である建築物</p> <p>三十・三十一（略）</p> <p>（遊休土地の買取りの協議を行う法人） 第三十八条の十 法第五十八条の九第一項の政令で定める法人は、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人空港周辺整備機構、環境事業団、雇用・能力開発機構、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、中小企業総合事業団、都市基盤整備公団、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び労働福祉事業団とする。</p>

海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）抄（附則第三十五条関係）

<p>改正案</p>	<p>（沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者） 第二条 法第九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二（略） 三 独立行政法人水資源機構 四〇八（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（沿岸水産資源開発区域等における行為の届出を要しない者） 第二条 法第九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二（略） 三 水資源開発公団 四〇八（略）</p>

都市緑地保全法施行令（昭和四十九年政令第三号）抄（附則第三十六条関係）

改正案	現行
<p>（法第五条第一項ただし書の政令で定める行為） 第二条 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項（同項第二号八及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五 三十七（略）</p>	<p>（法第五条第一項ただし書の政令で定める行為） 第二条 法第五条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項（同項第四号を除く。）又は第二項（同項第三号を除く。）に規定する業務に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五 三十七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、電源開発株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、緑資源公団、理化学研究所、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>	<p>（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新エネルギー・産業技術総合開発機構、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、電源開発株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、理化学研究所、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>

改 正 案

現 行

<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人水資源機構</p> <p>二 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、本州四国連絡橋公団及び緑資源公団</p> <p>三・四（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独</p>	<p>高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二 地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団</p> <p>三・四（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 自動車検査独立行政法人、独立行政法人海員学校、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人原子力安全基盤機構、独立行政法人建築研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権総合情報館、独立行政法人航空宇宙技術研究所、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独</p>
--	---

立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人
さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独
立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究
所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理セ
ンター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所
、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、
独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人水産大学校、
独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立
行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管
理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信
総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独
立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行
政法人土木研究所、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立
行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立
行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立
行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立
行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、
独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、
独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金
、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総
合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所、独立行政法人水
資源機構及び独立行政法人林木育種センター

三 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興
整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団
、本州四国連絡橋公団及び緑資源公団

3
四〇九（略）

立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人
さけ・ます資源管理センター、独立行政法人産業安全研究所、独
立行政法人産業医学総合研究所、独立行政法人産業技術総合研究
所、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人種苗管理セ
ンター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人消防研究所
、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人森林総合研究所、
独立行政法人水産総合研究所センター、独立行政法人水産大学校、
独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人造幣局、独立
行政法人大学入試センター、独立行政法人駐留軍等労働者労務管
理機構、独立行政法人通関情報処理センター、独立行政法人通信
総合研究所、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独
立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行
政法人土木研究所、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立
行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業環境技術研究所、独立
行政法人農業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立
行政法人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立
行政法人農薬検査所、独立行政法人農林水産消費技術センター、
独立行政法人肥飼料検査所、独立行政法人物質・材料研究機構、
独立行政法人文化財研究所、独立行政法人平和祈念事業特別基金
、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総
合研究所、独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人
林木育種センター

三 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興
整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団
、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団

3
四〇九（略）

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）抄（附則第三十九条関係）

改正案	現行
<p>（法第十条の政令で定める法人）</p> <p>第三条 法第十条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人水資源機構</p> <p>二 新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、本州四国連絡橋公団及び緑資源公団</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（法第十条の政令で定める法人）</p> <p>第三条 法第十条の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p> <p>二 新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団及び緑資源公団</p> <p>三・四（略）</p>

外国人登録法施行令（平成四年政令第三百三十九号）抄（附則第四十条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>別表（第二条関係） 一、十三（略） 十四 独立行政法人水資源機構 十五、三十五（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>別表（第二条関係） 一、十三（略） 十四 水資源開発公団 十五、三十五（略）</p>

改正案

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
(略)	(略)	(略)	(略)
二 法第二条第二項第一号に掲げる事業の種類	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二条のサ一チャージ水位（サーチャージ水位）がないダムにあつては、当該事業を実施しようとする者は、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」とい	貯水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表	都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十五条）第二号に係る場合に限る。

現行

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
(略)	(略)	(略)	(略)
二 法第二条第二項第一号に掲げる事業の種類	イ 河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二条のサ一チャージ水位（サーチャージ水位）がないダムにあつては、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」とい	貯水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者は、同条第一号の常時満水位）における貯水池の区域（以下「貯水区域」とい	都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について事業を実施する場合につき、河川法第七十九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十五条）第二号に係る場合に限る。

う。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたとする者）の代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限り。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うものを定めたとする者

う。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上であるダムの新築（五の項において「大規模ダム新築」という。）の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたとする者）の代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限り。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第二種ダム新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うものを定めたとする者

きは、その代表するもの者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）第二十条第一項第十号の電気事業者（以下単に「電気事業者」という。）又は同項第十一号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二十二年法律第

きは、その代表するもの者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）第二十条第一項第十号の電気事業者（以下単に「電気事業者」という。）又は同項第十一号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（その者が国土交通大臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二十二年法律第

六十七号)
第二百五十
二条の十九
第一項の指
定都市(以
下「指定都
市」という
。)の長又
は独立行政
法人水資源
機構である
場合を除く
。以下「卸
供給事業者
」という。
)であるも
の(当該水
力発電所の
出力が二万
二千五百キ
ロワット以
上である場
合に限る。
)及び当該
水力発電所
の専用設備
の設置に該
当するもの
を除く。以
下「第一種

六十七号)
第二百五十
二条の十九
第一項の指
定都市(以
下「指定都
市」という
。)の長又
は水資源開
発公団であ
る場合を除
く。以下「
卸供給事業
者」という
。)である
もの(当該
水力発電所
の出力が二
万二千五百
キロワット
以上である
場合に限る
。)及び当
該水力発電
所の専用設
備の設置に
該当するも
のを除く。
以下「第一
種ダム新築

<p>水 第一種ダム新築事業 △新築事業 あつて、独立行政法人 水資源機構 が行うもの</p>	<p>(略)</p>	<p>ダム新築事業」という。であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八條に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの</p>
<p>水 第二種ダム新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの</p>	<p>(略)</p>	
<p>独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項</p>	<p>(略)</p>	

<p>水 第一種ダム新築事業 △新築事業 あつて、水資源開発公社 が行うもの</p>	<p>(略)</p>	<p>事業」という。であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八條に規定する河川工事（以下単に「河川工事」という。）として行うもの</p>
<p>水 第二種ダム新築事業であつて、水資源開発公社が行うもの</p>	<p>(略)</p>	
<p>水資源開発公社法（昭和三十六年法律第百二十八号）第二十条第一項</p>	<p>(略)</p>	

<p>カ 第一種堰新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの</p>	<p>カ 第一種堰新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの</p>	<p>独立行政法人水資源機構法第十三条第一項</p>
<p>ヨ 第一種堰改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの</p>	<p>ヨ 第一種堰改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの</p>	<p>独立行政法人水資源機構が事業を実施する場合につき、独立行政法人水資源機構法第十三条第一項</p>
<p>タ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計以下「湖沼開発面積」という。が百ヘクタール</p>	<p>湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの</p>	<p>独立行政法人水資源機構が事業を実施する場合につき、独立行政法人水資源機構法第十三条第一項</p>

<p>カ 第一種堰新築事業であつて、水資源開発公団が行うもの</p>	<p>カ 第一種堰新築事業であつて、水資源開発公団が行うもの</p>	<p>水資源開発公団法第二十条第一項</p>
<p>ヨ 第一種堰改築事業であつて、水資源開発公団が行うもの</p>	<p>ヨ 第一種堰改築事業であつて、水資源開発公団が行うもの</p>	<p>水資源開発公団が事業を実施する場合につき、水資源開発公団法第二十条第一項</p>
<p>タ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計以下「湖沼開発面積」という。が百ヘクタール</p>	<p>湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は水資源開発公団が河川工事として行うもの</p>	<p>水資源開発公団が事業を実施する場合につき、水資源開発公団法第二十条第一項</p>

別表第四（第十四条関係）

三 法第三十三条第二項第三号の法律の規定であつて政令で定めるもの	(略)	(略)	以上である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
道路整備特別措置法第七条の三第一項、第七条の十二第四項及び第七条の十四第六項、	(略)	(略)	

別表第四（第十四条関係）

三 法第三十三条第二項第三号の法律の規定であつて政令で定めるもの	(略)	(略)	以上である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は水資源開発公団が河川工事として行うもの
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	
道路整備特別措置法第七条の三第一項、第七条の十二第四項及び第七条の十四第六項、	(略)	(略)	

道路法第七十四条第二項、本
州四国連絡橋公団法第三十一
条第一項、河川法第七十九条
第一項、独立行政法人水資源
機構法第十三条第一項、全国
新幹線鉄道整備法第九条第一
項及び附則第十一項、軌道法
第五条第一項及び第三十三条
（軌道法施行令第六条第一項
に係る場合に限る。）、土地
区画整理法第五十二条第一項
、第五十五条第十二項、第七
十一条の二第一項及び第七十
一条の三第十四項、環境事業
団法第二十一条第一項並びに
地域振興整備公団法第十九条
の四第一項

道路法第七十四条第二項、本
州四国連絡橋公団法第三十一
条第一項、河川法第七十九条
第一項、水資源開発公団法第
二十条第一項、全国新幹線鉄
道整備法第九条第一項及び附
則第十一項、軌道法第五条第
一項及び第三十三条（軌道法
施行令第六条第一項に係る場
合に限る。）、土地区画整理
法第五十二条第一項、第五十
五条第十二項、第七十一条の
二第一項及び第七十一条の三
第十四項、環境事業団法第二
十一条第一項並びに地域振興
整備公団法第十九条の四第一
項

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）抄（附則第四十二条関係）

改正案	現行
<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百七（略）</p> <p>百八 独立行政法人水資源機構</p> <p>百九〇百十二（略）</p>	<p>公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>一〇百七（略）</p> <p>百八 水資源開発公団</p> <p>百九〇百十二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、緑資源公団、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、環境事業団、国際協力事業団、労働福祉事業団、帝都高度度交通営団、関西国際空港株式会社、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、年金資金運用基金及び放送大 学学園</p> <p>二（略）</p> <p>三 独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構及び独立行政法人水資源機構</p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 日本郵政公社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、環境事業団、国際協力事業団、労働福祉事業団、帝都高度度交通営団、関西国際空港株式会社、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究所、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、年金資金運用基金及び放送大 学学園</p> <p>二（略）</p> <p>三 独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構</p>

改 正 案	現 行
<p>（水資源政策課の所掌事務） 第七十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 独立行政法人水資源機構の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>五 六 （略）</p> <p>七 独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の庶務に関すること。</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、水資源部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>	<p>（水資源政策課の所掌事務） 第七十八条 水資源政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 水資源開発公団の組織及び運営一般に関すること。</p> <p>五 六 （略）</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、水資源部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>

改正案

現行

（分科会）
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

（分科会）
 第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

名称	独立行政法人
(略)	(略)
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構
水資源機構分科会	独立行政法人水資源機構
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構
(略)	(略)

名称	独立行政法人
(略)	(略)
国際観光振興機構分科会	独立行政法人国際観光振興機構
自動車事故対策機構分科会	独立行政法人自動車事故対策機構
(略)	(略)

2～6 (略)

2～6 (略)

(庶務)

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

第九条 委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

(略)	自動車事故対策機構分科会	水資源機構分科会	国際観光振興機構分科会	(略)	分科会
(略)	自動車交通局保障課において処理する。	土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。	総合政策局観光部国際観光推進課において処理する。	(略)	担当課等

(略)	自動車事故対策機構分科会	国際観光振興機構分科会	(略)	分科会
(略)	自動車交通局保障課において処理する。	総合政策局観光部国際観光推進課において処理する。	(略)	担当課等